

是非皆さまでご回覧下さい！

【フラット35】最新情報

平成29年
8月版

日頃より長期固定金利住宅ローン【フラット35】をご利用いただき、誠にありがとうございます。【フラット35】の8月の最新の資料をお送りいたします。

*【フラット35】には、買取型と保証型の2種類がありますが、本資料では特に断りのない限り、買取型について記載しています。



今月お届けするトピックスはこちら♪

1. 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の対象地域について
【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、平成29年8月1日現在次の地域で利用が可能です。

子育て支援型対象地域

京都府（南丹市）、大阪府（貝塚市・大東市）、兵庫県（神河町）

地域活性化型対象地域

京都府（南丹市・南山城村）、大阪府（貝塚市）、和歌山県（橋本市）

※【フラット35】子育て支援型・地域活性化型については、同封のチラシをご覧ください。

2. 【貝塚市】平成29年度親子近居同居支援及び定住促進支援のご案内
貝塚市における住宅取得補助金のご案内チラシをお送りします。
なお、チラシに記載されている「1. 貝塚市若年世帯住宅取得補助金」の対象となり、「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」が貝塚市より発行される方については、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型がご利用いただけます。

<お問い合わせ先>

住宅金融支援機構 近畿支店

兵庫センター 078-327-5015

（営業時間 平日9:00~17:00（年末年始を除きます。））

※このダイレクトメールの宛先等に変更が生じた際は、お手数ですが、上記のお問い合わせ先までご連絡ください。今後とも、皆様に有益な情報を定期的にお届けするためにご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【フラット35】メールマガジン配信中！

登録URL (<http://www.jhf.go.jp/mailmag/index.html>)

※フラット35の金利情報等をいち早く配信しています。

是非ご登録ください。

いま
子育て中
の方に！

UIターンなど
する方に！

地方公共団体と連携して あなたのマイホーム取得を 金利引下げで応援！

全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】に、
新しい金利引下げプランが仲間入り。子育て支援や
地域活性化に積極的な地方公共団体の財政的
支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の借入
金利を年0.25%引き下げます。

※住宅金融支援機構と協定を締結し、提携している地方公共団体です。
該当する地方公共団体やご利用条件など、詳しくは以下のホームページで
ご確認ください。

当初5年間の
借入金利

年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】Sとの併用で、当初5年間 年0.55%引下げ(※)

(※)平成29年10月1日以後の申込受付分からは、当初5年間 年0.5%引下げ

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

☎ お電話でのお問合せ(お客さまコールセンター)

0120-0860-35

通話
無料

営業時間▶9:00~17:00(土日、年末年始を除き、生日も営業しています)
ご利用いただけない場合は、048-615-0420へ(無料)

🌐 ホームページ【フラット35】子育て支援型・地域活性化型関連

フラット35 子育て 検索Q

<http://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型
を利用できる地方公共団体などを確認できます！



〈借入れに当たっての注意事項〉●【フラット35】は、経済金融支援機構と住宅金融支援機構が連携して提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申し込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイトに
ご確認ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建費または購入価額(非住宅部分を除く)以内となります。また、年収等、返済の滞りによってはその借入額まで借入れできない
場合があります。●借入利率は、返済受取時の利率が適用となります。●生活資金支援機構の定める奨励基準に適合していることについて、検査結果または審査依頼業者による物件検査を受ける必要が
あります。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、返済額または返済回数(返済額)により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、平成30年
3月31日までの申込受付分に適用となります(貸付金額が、子育て型に該当する個人となった場合は、貸付を終了させていただきます。貸付終了後は、終了する3月31日までにフラット35サイトでお知らせしま
す)。●返済手数料、借入時の固定費用(登記簿料、司法書士報酬等)、火災保険料等はお客さま負担となります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用に当たっては、地方公共団体の実施する補助
金交付等の対象であることを証明する【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用申請書の交付を受ける必要があります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sの利率の引下げは、フラット
35サイトをご覧いただくか、お客さまコールセンターまでお問い合わせください。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、倒産融資には利用できません。●【フラット35】子育て
支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●説明書(付)【フラット35】は、お申し込みを希望する取扱金融機関で入手できます。(平成29年7月現在)